

燕市告示第 440 号

燕市こどもの生活・学習支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 10 月 20 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市こどもの生活・学習支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、貧困の連鎖を防止する観点から、経済的な課題を抱える世帯のこどもの進学を後押しすることを目的として、経済的に困窮したひとり親世帯や低所得の子育て世帯に対して、予算の範囲内で燕市こどもの生活・学習支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、申請時点で燕市こどもの生活・学習支援事業実施要綱(令和7年燕市告示第356号)に基づく支援を受けている中学3年生(以下「対象生徒」という。)を現に扶養している者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年度(4月又は5月に申請する場合にあつては、前年度)分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)
- (2) 前号に規定する者以外の者であって、対象生徒と同一世帯に属する者(対象生徒の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で対象生徒と生計を同じくするものを含む。)が申請する月の属する

年度(4月又は5月に申請する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。)が課されない世帯(市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。)

(3) 前2号に掲げる者のほか市長が特に必要と認めた者

(補助対象費用)

第3条 補助の対象となる費用は、補助対象者が対象生徒の進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該経費に対し国、県その他の公共団体等から補助を受けている経費は、補助対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額及び補助金の対象とする模擬試験の受験回数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の額 前条に規定する補助対象費用の実支出額とし、模擬試験1回につき6,000円を上限とする。

(2) 補助金の対象とする模擬試験の受験回数 対象生徒1人あたり2回を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、燕市こどもの生活・学習支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができるときは、添付書類を省略することができる。

(1) 模擬試験の受験費用の支払及び内訳を確認できる書類の写し

(2) 世帯員全員の記載がある住民票の写し

(3) 交付申請者が児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し

(4) 第2条第1号に該当する交付申請者であって児童扶養手当の認定を受け

ていない場合は、交付申請者と対象生徒の戸籍謄本

(5) 第2条第1号又は第2号に該当する事実を確認することができる書類(課税証明書等)

(6) 同意書(様式第2号)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、模擬試験を受験した日の属する年度の2月末日までに行うものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは燕市こどもの生活・学習支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないことを決定したときは燕市こどもの生活・学習支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の交付決定を受けた者は、速やかに燕市こどもの学習支援事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付済みであるときは、当該補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。

(3) その他市長が補助の目的に違反すると認めたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

年 月 日

燕市長 様

申請者
住所
氏名
電話

燕市こどもの生活・学習支援事業補助金交付申請書

燕市こどもの生活・学習支援事業補助金要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 申請に係る模擬試験を受験したこども（中学 3 年生に限る）

氏名		生年月日	
続柄		学校名・学年	
住所	※申請者と異なる場合のみ記入		

3 同意事項

- この補助金の補助要件を審査するため、申請者及び対象生徒について、必要な範囲で住民基本台帳の記録情報、児童扶養手当、市民税の課税状況及び燕市こどもの生活・学習支援事業の利用状況を燕市が確認することに同意します。

署名欄
(申請者)

4 必要書類

- ☐ 模擬試験の受験費用の支払を確認できる書類（領収書など）の写し
- ☐ 児童扶養手当証書（児童扶養手当受給者のみ）
- ☐ 同意書（申請者と同一世帯に属する 16 歳以上の方の全員の同意が必要）
※転入した方など住民基本台帳の記録情報、児童扶養手当、市民税の課税状況などが公募で確認できない場合、児童扶養手当証書や課税証明書などが必要となる場合があります。
※児童扶養手当を申請していない方は、戸籍謄本が必要となる場合があります。

〈裏面に続く〉

申請に係る模擬試験を受験したこどもの氏名_____

支払金額の内訳

	受験した模擬試験の名称	支払日	支払金額
1		年 月 日	円
2		年 月 日	円
支払合計金額			円
補助額（1回あたり上限 6,000 円）			円

※支払金額は、振込等の手数料を除いた額としてください。

※他の補助金を受けている場合や、払い戻された受験料は対象になりません。

領収書貼付欄

年 月 日

同 意 書

下記のものは、燕市が燕市こどもの生活・学習支援事業補助金交付要綱に基づく事務手続きを処理するために限って住民基本情報、地方税関係情報について取得することに同意します。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 申請者と同一世帯に属する16歳以上の方の全員の同意が必要です。
- 2 同意されるご本人がご署名ください。
- 3 代理人が同意書に署名する場合は、ご本人様からの委任状が必要となります。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えありません。

様式第 3 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長

燕市こどもの生活・学習支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった燕市こどもの生活・学習支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、燕市こどもの生活・学習支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額

円

様式第 4 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長

燕市こどもの生活・学習支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった燕市こどもの生活・学習支援事業補助金については、下記の理由により交付しないことを決定しましたので燕市こどもの生活・学習支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

補助金を交付しない理由

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

燕市長 様

申請者
住所
氏名
電話

燕市こどもの生活・学習支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった燕市こどもの生活・学習支援事業補助金について、燕市こどもの生活・学習支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 労金 信金 農協 信組							
本・支店名	本店 支店							
預金種別	普通 当座 その他（ ）							
口座番号								
口座名義（カナ）								

※申請者名義の口座に限る